

## 湯河原町ふれあい農園貸付要綱の一部を改正する告示新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
<p>(貸付条件)</p> <p>第11条 対象農地の貸付条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 借受者は、契約期間満了後引き続き対象農地を借り受けようとするときは、期間満了の1月前までにふれあい農園(継続)申込書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。<u>ただし、追加貸付けによる貸付契約の場合は、契約期間満了後引き続き対象農地を借り受けることはできない。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 借受者は、貸付けを受けた対象農地(以下「貸付農地」という。)で、次の行為をしてはならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p> </p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>その他ふれあい農園貸付事業の目的に反する行為を行うこと。</u></p> <p>(8) <u>農薬を不適切に使用すること。</u></p> <p>(対象農地の管理運営等)</p> <p>第12条 対象農地の適切な管理運営、作物の栽培等の指導は、<u>農業振興主管課及び農業技術指導員</u>が行うものとする。ただし、平日のみの指導とする。</p>	<p>(貸付条件)</p> <p>第11条 対象農地の貸付条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 借受者は、契約期間満了後引き続き対象農地を借り受けようとするときは、期間満了の1月前までにふれあい農園(継続)申込書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 借受者は、貸付けを受けた対象農地(以下「貸付農地」という。)で、次の行為をしてはならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p> </p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>農薬を不適切に使用すること。</u></p> <p>(8) <u>その他ふれあい農園貸付事業の目的に反する行為を行うこと。</u></p> <p>(対象農地の管理運営等)</p> <p>第12条 対象農地の適切な管理運営、作物の栽培等の指導は、<u>農業振興主管課</u>が行うものとする。ただし、平日のみの指導とする。</p> <p>附 則</p>	

【参考資料】

現 行	改 正 後	備 考
	この告示は、公表の日から施行する。	

